

# 商品券取扱店申込みに伴う留意事項

～以下の事項をご確認のうえ、お申し込み下さい。～

## ■商品券取扱店の申込みについて

- ・商品券取扱店には常総市内において事業を営む事業者が参加できます。  
同封の申込書に必要事項を記入のうえ、常総市商工会水海道事務所または石下事務所にお申し込み下さい。

## ■商品券取扱店の周知について

- ・取扱店一覧を作成し、商品券購入対象者の方へ、配布します。  
※但し、7月26日(金)までに取扱店の申し込みをいただいた事業所に限ります。  
※取扱店の申し込みは期日以降も随時受付致します。
- ・常総市商工会 HP に、プレミアム付商品券取扱店募集について掲載します。

## ■商品券の換金について

- ・後日取扱店説明会を開催致します。
- ・換金請求書に記入捺印のうえ、商品券を添えて商工会（水海道・石下事務所）にご請求下さい。用紙は後日配布します。  
※商品券には、裏面の指定欄に取扱店の判断ができる印をお願いします。
- ・商品券換金の支払方法は「口座振込」のみとなります。

## ■その他（注意事項）

- ・商品券は現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービス等とお引換下さい。  
但し、換金性の高いもの（他の商品券・プリペイドカード・切手・印紙等）、たばこ、公共料金、不動産、金融商品等には使用できません。
- ・利用可能期間（令和元年10月1日～令和2年3月31日）を過ぎた商品券は使用できません。
- ・つり銭は出しません。その旨は商品券（裏面）に記載されておりますので、十分お気を付け下さい。
- ・商品券には偽造防止策が施されてあります。
- ・特定取引において商品券の受取を基本的に拒まないこと。（※取扱いをしない商品がある場合は、各店舗において店頭に表示等の対策をお願い致します。）
- ・商品券の交換、譲渡、売買又は再利用を行わないこと。※不正換金をしないこと。
- ・特定取引において商品券の偽造又は不正使用の疑いがあるときは、当該特定取引を中止し、直ちに商工会に報告すること。